



福岡医発第 680 号 (総)

平成 21 年 7 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

添付文書における指定医薬品の記載の削除について

標記の件について、日本医師会より通知がありましたのでお送りいたします。

平成 21 年 6 月 1 日をもって「薬事法の一部を改正する法律」が施行されました。それに伴い、改正前の薬事法第 29 条に規定されていた指定医薬品が廃止されることとなり、医薬品の添付文書における指定医薬品の記載が削除されるため、厚生労働省からの通知が変更されたことを通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

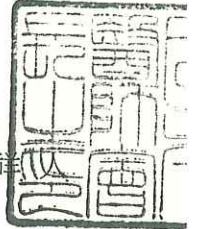
学術担当理事 永田正和
会長 丸山 泉

日医発第 257 号（法安 13）

平成 21 年 6 月 24 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 唐澤 祥



添付文書における指定医薬品の記載の削除について

平成 21 年 6 月 1 日をもって「薬事法の一部を改正する法律」が施行されました。それに伴い、改正前の薬事法第 29 条に規定されていた指定医薬品が廃止されることとなり、医薬品の添付文書における指定医薬品の記載が削除される旨、厚生労働省医薬食品局長より通知がありました。なお、指定医薬品の記載の削除のため、別添の通り厚生労働省からの通知が変更されます。ご了承下さいますようお願い申し上げます。



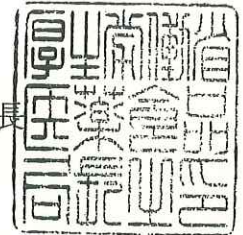


薬食発第 0601007 号

平成 21 年 6 月 1 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



添付文書における指定医薬品の記載の削除について

標記について、別紙写しのとおり、各都道府県知事あて通知しましたので、
十分御了知下さいますようお願いいたします。



薬食発第 0601005 号

平成 21 年 6 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

添付文書における指定医薬品の記載の削除について

「薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）」については、平成 18 年 6 月 14 日に公布され、平成 21 年 6 月 1 日より施行されたところである。それに伴い、改正前の薬事法第 29 条に規定されていた指定医薬品が廃止されることとなる。ついては、医薬品の添付文書における指定医薬品の記載を削除するため、平成 9 年 4 月 25 日付け薬発第 606 号厚生省薬務局長通知「医療用医薬品添付文書の記載要領について」、同日付け薬安第 59 号厚生省薬務局安全課長通知「医療用医薬品添付文書の記載要領について」、平成 11 年 1 月 13 日付け医薬発第 20 号厚生省医薬安全局長通知「ワクチン類等の添付文書の記載要領について」及び同日付け医薬安第 1 号厚生省医薬安全局安全対策課長通知「ワクチン類等の添付文書の記載要領について」を下記のとおり変更いたしますので、貴管下関係業者、団体等に対し周知いただきますよう御配慮願います。

記

1. 平成 9 年 4 月 25 日付け薬発第 606 号厚生省薬務局長通知「医療用医薬品添付文書の記載要領について」の別添の第 3 の 4 中「、指定医薬品」を削る。
2. 平成 9 年 4 月 25 日付け薬安第 59 号厚生省薬務局安全課長通知「医療用医薬品添付文書の記載要領について」の第 2 の 3 の（1）中「、指定医薬品については薬事法第二十九条に」を削る。
3. 平成 11 年 1 月 13 日付け医薬発第 20 号厚生省医薬安全局長通知「ワクチン類等の添付文書の記載要領について」の別添の第 3 の 4 中「、指定医薬品」を削る。
4. 平成 11 年 1 月 13 日付け医薬安第 1 号厚生省医薬安全局安全対策課長通知「ワクチン類等の添付文書の記載要領について」の第 2 の 3 の（1）中「、指定医薬品については薬事法第二十九条に」を削る。